

会員等の外務員の登録等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引法（昭和25年法律第239号。以下「法」という。）第206条第1項の規定に基づき主務大臣から委任を受けた外務員の登録事務に関し、外務員の登録申請手続き、登録の拒否要件等を定めることにより、外務員の登録制度的確、かつ、円滑な運営を図り、もって委託者等の保護に資することを目的とする。

(外務員登録等資格委員会、綱紀委員会)

第2条 定款第48条第1項の外務員登録等資格委員会（以下「委員会」という。）及び定款第46条第1項の綱紀委員会は、前条の目的を達成するための機関とする。

(外務員)

第3条 会員及び会員を所属商品先物取引業者とする商品先物取引仲介業者（以下「会員等」という。）は、当該役員又は使用人であって、当該会員等のために、法第200条第1項に規定する行為（以下「外務員の職務」という。）を行うもの（以下「外務員」という。）について、本会の行う登録を受けなければならない。

2 会員等は、前項の規定により登録を受けた外務員（以下「登録外務員」という。）以外の者に外務員の職務を行わせてはならない。

3 外務員は、その所属する会員等に代わって、外務員の職務に関し、一切の裁判外の行為を行う権限を有するものとみなす。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りではない。

(登録外務員の資格要件)

第4条 登録外務員となることができる者（登録の更新を受ける者を含む。）は、会員等の役員又は使用人であって、次の各号のいずれかに掲げる要件を備えるものでなければならない。

- (1) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがないときは、本会の実施する外務員登録資格試験（登録前1年以内のものに限る。）に合格したものであること。
- (2) 「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則（以下「細則」という。）に定める要件に該当し、本会が特に認めたものであること。
- (3) 新規に登録を受けようとする者が過去において外務員の登録を受けたことがあるときは、細則に定める再受講等の要件を満たしているものであること。
- (4) 登録の更新を受けようとする者にあつては、本会の実施する登録更新講習（ただし、更新前1年以内のものに限る。）を修了したものの又は細則に定める要件に該当するものであること。

(外務員の職務禁止措置)

第4条の2 本会は、役員使用人等に対する指導、勧告、処分に関する規則（以下「指導等規則」という。）第12条の規定による綱紀委員会の審議の結果、外務員（外務員であった者を含む。）が指導等規則第6条各号に掲げる行為をしたと認めるときは、第12条の規定による登録の取消し等を命じる場合又は指導等規則第16条に基づき不都合行為者として取り扱う場合を除き、当該行為時に所属していた会員等に対し当該外務員につき5年以内の期間を定めて外務員の職務を禁止する措置（以下「外務員の職務禁止措置」という。）を講ずる。

2 前項は、外務員でない会員等の役員又は使用人について準用する。この場合において、前項中「外務員（外務員であった者を含む。）」とあるのは「会員等の役員又は使用人（会員等の役員又は使用人であった者を含

む。)」と、「当該外務員につき」とあるのは「当該役員又は使用人につき」と読み替えるものとする。

(不都合行為者及び外務員の職務禁止措置者の外務員の職務の禁止)

第4条の3 会員等は、指導等規則第16条の規定により本会が一級不都合行為者として取り扱っている者に外務員の職務を行わせてはならない。

- 2 会員等は、指導等規則第16条の規定により本会が二級不都合行為者として取り扱っている者に、その決定を受けた日から5年間は、外務員の職務を行わせてはならない。
- 3 会員等は、前条第1項に規定する外務員の職務禁止措置に係る決定を受けた者（以下「外務員の職務禁止措置者」という。）に、当該外務員の職務禁止措置期間中は、外務員の職務を行わせてはならない。

(外務員の職務禁止措置者名簿)

第4条の4 本会は、外務員の職務禁止措置者の名簿（以下「外務員の職務禁止措置者名簿」という。）を備え、当該外務員の職務禁止措置者名簿に外務員の職務禁止措置の氏名、性別、生年月日、当該外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。

(外務員の登録申請等)

第5条 第3条第1項の規定により登録を受けようとする会員等は、次に掲げる事項を記載した細則に定める登録申請書を本会に提出しなければならない。

- (1) 登録申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名
 - (2) 登録の申請に係る外務員について次に掲げる事項
 - イ 氏名、生年月日、住所
 - ロ 役員又は使用人の別
 - ハ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び外務員として登録をされていた期間
 - ニ 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
 - (3) その他本会が細則に定める事項
- 2 前項の登録申請書には、登録を受けようとする者に係る履歴書その他細則に定める書類を添付しなければならない。
- 3 会員等は、外務員の登録を受けようとするときは、細則に定める登録に係る手数料を本会に納めなければならない。

(登録原簿への登録)

第6条 本会は、前条第1項の申請があったときは、第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合を除き、その者の氏名、生年月日、その他細則に定める事項を登録原簿に登録するものとする。

- 2 第3条第1項の登録の有効期間は6年とし、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(外務員の登録の更新)

第7条 登録の更新を受けようとする会員等は、前条第2項の登録の有効期間の満了の日の1カ月前（当日が休日の場合は、前営業日）までに、次に掲げる事項を記載した所定の外務員登録更新申請書を本会に提出しなければならない。

- (1) 登録更新申請者の商号又は名称及びその代表者の氏名
 - (2) 登録の更新申請に係る外務員について次に掲げる事項
 - イ 登録番号
 - ロ 氏名、生年月日、住所
 - ハ 役員又は使用人の別
 - ニ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び外務員として登録をされていた期間
 - ホ 商品先物取引仲介業を行ったことの有無及び商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間
 - (3) その他細則に定める事項
- 2 前項の登録更新申請書には、登録の更新を受けようとする者に係る登録更新講習修了証書（更新日前1年以内のものに限る。）の写しその他細則に定める書類を添付しなければならない。
 - 3 本会は、第1項の申請があったときは、第10条第1項の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該外務員の登録を更新するものとする。
 - 4 会員等は、外務員の登録の更新を受けようとするときは、細則に定める登録に係る手数料を本会に納めなければならない。

（登録又は登録の更新の通知）

第8条 本会は、第6条第1項又は前条第3項の規定により外務員の登録又は登録の更新をしたときは、遅滞なく、書面をもって、登録又は登録の更新を申請した会員等（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（登録外務員についての縦覧）

第9条 本会は、個人情報保護法に抵触しない範囲内において、外務員の登録、登録の抹消その他登録外務員について必要な事項を、本会の所在地において公衆の縦覧に供するものとする。

（登録又は登録の更新の拒否）

第10条 本会は、登録又は登録の更新の申請に係る外務員が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録又は登録の更新を拒否するものとする。

- (1) 法第15条第2項第1号イからルまでに掲げる者であるとき。
 - (2) 登録又は登録の更新に係る申請書（以下「申請書」という。）又はそれらの添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。
 - (3) 法第204条第1項（同法第240条の11において準用する場合を含む。）の規定により外務員の登録を取り消されたことがあるときは、その取消の日から5年を経過していないとき。
 - (4) 登録申請者以外の商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者に所属する外務員として登録されているとき。
 - (5) 法第240条の2第1項の規定により商品先物取引仲介業者として登録されているとき。
- 2 本会は、前項の規定により登録又は登録の更新を拒否しようとするときは、意見の聴取の期日、場所及び意見の聴取事項を記載した書面を当該申請者又はその代理人に通知するとともに、当該申請者又はその代理人の出席を求め、釈明のための証拠を提出する機会を与えるために、意見の聴取を行うものとする。
 - 3 本会は、前項の規定による意見の聴取の結果、登録又は登録の更新を拒否したときは、遅滞なく、書面によりその旨を当該申請者に通知するものとする。

(登録外務員に関する届出及び登録の変更)

第11条 会員等は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、所定の届出書により、遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。

- (1) 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第5条第1項第2号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。
- (3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき。
- (4) 死亡したとき。

2 本会は、前項第2号の届出につき第6条第1項の登録事項に変更があるときは、登録原簿の当該事項を変更するものとする。

3 第1項第3号の規定により届出を行おうとする会員等は、当該届出に係る外務員に指導等規則第6条に規定する違反等行為がある場合には、当該届出の前に指導等規則第8条又は第22条に規定する違反等行為の届出書及び指導等規則第9条又は第23条に規定する顛末報告書を提出しなければならない。

(合併等に伴う登録の移動)

第11条の2 本会は、定款第10条に定める会員たる地位の承継があったとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、登録外務員について、登録原簿に記載されているその所属する商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名、その他細則に定める事項を変更するものとする。

- (1) 商品先物取引業の廃業等に伴う商品先物取引業者間における顧客の建玉の移管に伴い登録外務員が出向又は転籍する場合
- (2) 商品先物取引業者が商品先物取引仲介業者に商品先物取引業の媒介に係る業務の委託を行うために登録外務員が出向又は転籍する場合
- (3) 商品先物取引仲介業者の廃業等に伴い所属商品先物取引業者へ登録外務員が出向又は転籍する場合

(登録の取消し等)

第12条 本会は、登録外務員について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録を取消し、又は当該登録外務員に対し2年以内の期間を定めてその職務の停止を命ずることができる。

- (1) 法第15条第2項第1号イからルまでのいずれかに該当することとなったとき、又は登録の当時第10条第1項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- (2) 法令に違反したとき、その他外務員の職務に関して著しく不適當な行為をしたと認められるとき。
- (3) その登録が不正の手段によりなされたことを発見したとき。

2 前項の規定による処分の手続きについては、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところによる。

(登録の抹消)

第13条 本会は、次の各号のいずれかに該当するときは、外務員の登録を抹消するものとする。

- (1) 前条第1項の規定により外務員の登録を取り消したとき。
- (2) 登録外務員の所属する会員等が解散し、又は会員にあっては商品先物取引業を廃止若しくは許可を取り消され（商品先物取引仲介業者にあっては商品先物取引仲介業を廃止若しくは登録を取り消され）たとき。
- (3) 退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなった事実が確認されたとき。

(4) 登録の更新の申請がなく、第6条第2項の規定により失効したとき。

(細則の制定)

第14条 本会は、この規則の運用に関し必要があると認めるときは、細則を別に定めることができる。

(登録事務に関する届出)

第15条 本会は、第6条第1項の規定による登録、第11条の規定による届出に係る登録の変更、第12条の規定による処分(登録の取消しを除く。)又は第13条の規定による登録の抹消をしたときは、その旨を主務大臣に届け出るものとする。

(商品先物取引仲介業者の外務員に係る登録申請等に関する手続き)

第16条 商品先物取引仲介業者の外務員については、所属商品先物取引業者である会員が登録申請等に係る一切の手続きを行うものとする。ただし、所属商品先物取引業者である会員が複数の場合は、当該会員間で主たる会員を定め、当該会員が行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、定款変更の施行の日(平成11年4月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行日前において、改正前の法第91条の2第1項の規定により商品取引所において外務員の登録を受けている者は、この規則により外務員の登録を受けたものとみなす。
- 3 前項の規定により登録を受けたものとみなされる外務員についての第6条第2項の規定の適用については、当該外務員が最後に登録を受けた日を第6条第1項の登録を受けた日とみなす。
- 4 本会の改組前である社団法人日本商品取引員協会が不都合行為者として決定した者については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成11年11月10日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第2号、第3号、第4号及び第14条第1項を改正。

附 則

この改正は、平成13年1月24日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号及び第14条第1項第4号を改正。

附 則

この改正は、平成14年11月13日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第7号、第7条第1項第2号、同条第2項及び第12条第3項を改正。第7条第1項第3号を新設。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条第1号、第2号、第8号、第5条第2号イ、第6条、第7条第1項本文、第2号ロ、第3項、第5項、第11条第1項本文、第13条第1項本文、第1号、第4項、第14条第1項本文、第15条本文、第2号、第17条を改正。
- (2) 第5条第2号ニ、第7条第2号ホ、第7条第4項、及び第13条第3項を削除し、第5条第2号ホをニ、第7条第2号へをホ、第7条第5項を第4項、及び第13条第4項を第3項に繰り上げ。
- (3) 第10条を削除し、第11条から第17条を第10条から第16条に繰り上げ。

附 則

この改正は、平成19年9月30日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第4条第3号及び第13条第1項第4号を改正。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条本文、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第5条本文、第1号、第2号イニ、第3号、第6条第1項、第7条第1項本文、第1号、第2号ロホ、第3号、第2項、第4項、第8条、第9条、第12条第1項本文、第1号、第2号、第2項、第13条第1項第4号、第2項、第3項、第14条第2号、第16条を改正。
- (2) 第5条第1項第2号ロ、第7条第1項第2号ハ、第11条、及び第12条第3項を削除し、順次繰り上げ。
- (3) 第5条第1項第2号ニ、第7条第1項第2号ホ、第16条を新設。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第11条の2を新設。

附 則

- 1 この改正は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この改正の施行日前に改正前の指導等規則第15条第4項に基づき登録の拒否の処分を受けた者については、改正前の会員等の外務員の登録等に関する規則第4条の規定は、なおその効力を有する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第2条、第3条、第4条、第5条第1項第2号ハ、第7条第1項第2号二、第10条、第11条、第12条、第13条第3号を改正。
- (2) 第4条第1号から第7号を削除し、順次繰り上げ。第12条第1項第4号及び第3項を削除。
- (3) 第4条の2、第4条の3、第4条の4、第10条第1項第3号から第5号、第11条第3項を新設。

「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「会員等の外務員の登録等に関する規則」(以下「規則」という。)第14条の規定に基づき、外務員の登録、登録の更新及び抹消その他に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の特例)

第2条 規則第4条第2号の「細則に定める要件に該当し、本会が特に認めたもの」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 商品先物取引法施行令第2条及び商品先物取引法施行規則第1条に規定された者を対象として、商品先物取引法でいう商品デリバティブ取引業務に従事した期間が3年以上の者で、本会が特に認めた者
- (2) 外国において、前号と同等の経験を有している者又は商品デリバティブ取引に類似した業務に従事した期間が3年以上の者で、本会が特に認めた者
- (3) その他、地位、経験等からみて外務行為を行わせることが適当であると本会が特に認めた者

2 本会は、前項各号のいずれかにより外務員の登録を申請した会員に対して、当該登録を受ける者に、本会が指定する方法により社内研修を実施し、受講させ、その結果を本会に報告させることができる。

(再受講及び再受験等)

第3条 規則第4条第3号の「再受講等の要件」に該当する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えていない者
当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会が開催する登録更新講習の受講修了証書を有している者であること。
- (2) 登録の抹消の日から新たに登録を申請する日までに6年を超えている者又は当該登録の抹消の理由が規則第12条第1項第2号又は第3号のいずれかに該当する者
当該外務員登録を申請しようとする日前1年以内に本会の実施する外務員登録資格試験に合格した者であること。ただし、登録の抹消の日から6年を超えている者のうち、当該登録申請時の会員等に継続して6年を超えて在籍している者については、登録更新講習を受講し、修了証書を取得した場合はこの限りではない。

(登録の更新の特例)

第4条 規則第4条第4号の「細則に定める要件に該当するもの」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 登録外務員としての所定の在籍期間における外務員の職務の遂行状況等を勘案して、本会が特に認めた者
- (2) 登録更新講習修了証書を付して登録の更新を受けることを要する者であって、病気その他やむを得ない等の理由により所定の登録更新講習を受講できなかったと認められる者にあつては、当該登録更新後、直近の登録更新講習を受講し、かつ、当該講習修了証書の写しを提出することを確約した者。ただし、当該確約を履行しなかったときは、規則第12条第1項第3号に該当する者として当該者の登録を取り消すものとする。

2 本会は、前項第1号により外務員の登録の更新を申請した会員に対して、当該登録の更新を受ける者に、本会が指定する方法により社内研修を実施し、受講させ、その結果を本会に報告させ

ることができる。

(登録の申請)

第5条 規則第5条第1項第3号の「細則に定める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 規則第4条第1号又は第2号に規定する登録外務員としての資格取得方法及び資格取得年月日
- (2) 以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間
- (3) 外務員登録資格試験の合格証番号

(登録申請書の添付書類)

第6条 規則第5条第2項の「細則に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住民票又はこれに代わる書面
- (2) 規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない旨当該役員又は使用人が誓約した書面

(登録原簿の登録事項)

第7条 規則第6条第1項の「細則に定める事項」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住所
- (2) 所属する商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名
- (3) 役員又は使用人の別
- (4) 登録年月日、登録有効期限、登録番号及び登録抹消年月日
- (5) 規則第4条第1号又は第2号に規定する登録外務員としての資格取得方法及び資格取得年月日
- (6) 外務員登録資格試験の合格証番号
- (7) 以下に掲げる事項
 - イ 外務員の職務を行ったことの有無、並びに外務員の職務を行ったことのある者については、その所属していた商品先物取引業者又は商品先物取引仲介業者の商号、名称又は氏名及び外務員として登録をされていた期間
 - ロ 以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間
 - ハ 商品先物取引仲介業を行ったことのある者については、その行った期間

(合併等に伴う登録の移動における変更事項)

第7条の2 規則第11条の2の「細則に定める事項」とは、前条第3号及び第7号イに掲げるものをいう。

(登録の更新の申請)

第8条 規則第7条第1項第3号の「細則に定める事項」とは、更新申請時以前に登録の取消し、外務員の職務の停止等の処分を受けたことがある場合は、その年月日、理由及びその期間をいう。

(登録更新申請書の添付書類)

第9条 規則第7条第2項の「細則に定める書類」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 住民票又はこれに代わる書面
- (2) 規則第10条第1項の各号のいずれにも該当しない旨当該役員又は使用人が誓約した書面
- (3) 法第204条第1項の規定による処分（その処分の日から5年を経過するまでのものに限る。）

を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面

- (4) 前号に該当しない者にあつては、会員代表者が証する証明書
- (5) 第4条第1項第1号の規定に係る者にあつては、当該認定書
- (6) 第4条第1項第2号の規定に係る者にあつては、当該確約書

(外務員登録申請書等の様式)

第10条 規則に規定する外務員登録申請書その他の書類は、様式1から6により作成するものとする。

(外務員登録に係る手数料)

第11条 規則第5条第3項及び規則第7条第4項に規定する手数料は、商品先物取引法施行令第26条の定めにより、1人につき1,000円とする。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年11月13日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条の見出し、同条第2号及び第6条第2号を改正。第6条第5号及び第8条を新設。
- (2) 旧第8条を第8条の2として、見出しを改正し、第1号、第2号、第3号及び第4号を新設。
- (3) 様式3「外務員登録更新申請書」及び様式4「外務員登録事項変更届出書」を改正。

附 則

この改正は、平成17年5月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第2条本文、第1号、第2号ロ、第3条第2号、第4条第2号、第6条第3号、第5号、第7条第1号、第5号、第8条の2第2号、第3号、第9条第1項、第2項、第10条、第11条、第12条、第13条本文、第1号及び第4号を改正。
- (2) 第6条第5号及び第6号を第6号及び第7号に繰り下げ、第5号を新設。
- (3) 第8条の2第5号から第7号を第6号から第8号に繰り下げ、第5号を新設。
- (4) 第13条第2号及び第3号を削除し、第4号を第2号に繰り上げ。
- (5) 第9条から第13条を第10条から第14条に繰り下げ、第8条の2を第9条とする。
- (6) 様式1から様式9を改正。
- (7) 様式9を様式10に繰り下げ、様式9を新設。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条本文、第5条本文、第4号、第6条本文、第3号、第7条本文、第1号、第2号、第8号、第9号ロ、第8条、第9条本文、第2号、第4号、第14条を改正。
- (2) 第2条、第5条第1号、第3号、第5号、第6条第2号、第4号、第5号、第6号、第7号、第7条第3号、第5号、第6号、第9号イ、第9条第3号、第8号、第10条、第11条、第13条を削除し、順次繰上げ。
- (3) 第2条、第5条第1号、第7条第5号、第7号ハを新設。
- (4) 様式1から様式9を様式1から様式6に改正。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第3条第1号ロを削除し、これに伴い文字「イ」を消去。
- (2) 第3条第2号を改正。
- (3) 第7条の2を新設。

附 則

この改正は、平成27年6月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- 第2条本文、第3条本文、第2号、第4条本文、第1号、第5条第1号、第2号、第7条第5号、第7号イ、ロ、第8条を改正。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

- (1) 第4条第2項を新設。
- (2) 第9条第5号及び第6号を改正。

様式3

外務員登録事項変更届出書

年 月 日

代行申請者	会社番号

登録申請者 商号等

商号等

会員代表者氏名

会社番号	登録番号

(ふりがな)	
氏名	

変更事項		
氏名	住所	役職区分

※ 「変更事項」は、該当するものを○印で囲む(複数選択可)

国籍	(ふりがな)	
日本	氏名	
その他		

※ 該当するものを○印で囲む

住所	住所	
国内		
国外		

※ 該当するものを○印で囲む

※ ハイフンを使用せず、正式な名称で記入する

変更年月日

役職区分	
一般	役員

※ 該当するものを○印で囲む

様式4

外務員登録抹消者届出書

年 月 日

代行申請者 会社番号

登録申請者 商号等

商号等

会社番号 会員代表者氏名

番号	ふりがな			登録番号	抹消理由	抹消年月日
	氏	名				
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

※抹消理由
 1. 退職 2. 死亡 3. 懲戒解雇 4. 解雇 5. 配置転換
 6. その他 7. 登録取消 9. 業務廃止

様式5

登録外務員の欠格事項該当届出書

年 月 日

日本商品先物取引協会会長 殿

代行申請者

会	社	番	号

商 号 等

登録申請者 商 号 等

会員代表者氏名

下記の者が、商品先物取引法第15条第2項第1号イからルの規定に該当したことが判明しましたので、「会員の外務員の登録等に関する規則」第11条第1項第1号の規定によりお届けいたします。

会 社 番 号				
---------	--	--	--	--

登 録 番 号									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

ふりがな	
氏 名	

該 当 年 月 日
年 月 日

該当事項の具体的内容

連絡担当者 所 属 _____

役職・氏名 _____

電話番号 _____

様式6

会員変更事項届出書

年 月 日

登録申請者 商号等

会員代表者氏名

会社番号					
------	--	--	--	--	--

(1) 商号変更

ふりがな	
新商号	

変更(予定)年月日	年 月 日
-----------	-------

(2) 商品先物取引業の許可

許可(予定)年月日	年 月 日
-----------	-------

(3) 商品先物取引業の廃止

廃止(予定)年月日	年 月 日
-----------	-------

(4) 合併・分割・事業譲渡

具体的内容 _____

予定年月日	年 月 日
-------	-------

(5) 登録事務を行う商品先物取引仲介業者

ふりがな	
商号・名称 氏名	

登録年月日	年 月 日
-------	-------

『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第2条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領

1. 研修対象者

研修対象者は、『「会員の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第2条第1項各号に掲げる者である。

なお、「会員の外務員の登録等に関する規則」第4条第1号に規定する試験に合格した者については、本研修は不要であり、研修対象者とはならない。

2. 研修内容

研修内容には、①商品先物市場に係る知識、②商品先物取引法令・諸規則に係る知識、③自社で取扱う商品デリバティブ取引に係る知識について行うものとする。

3. テキスト

本会で提供するテキストの内容を盛り込んだものとする。

4. 研修の実施方法

研修の実施方法については、講師の選任、カリキュラム等その全般を実施する会員において設定するものとする。

5. 研修の修了要件

研修の修了要件については、研修の理解度を確かめるため、実施する会員において研修終了後に理解度確認テストを実施し、その合格を以て修了とする。

理解度確認テストの要領については、実施する会員が定めることとするが、10問以上の出題（本会が別に示すサンプル問題を参考に実施する会員が作成）と正解率を7割以上に設定することが望ましい。

6. 研修時間

研修時間は、上記の2.研修内容及び5.研修の修了要件に鑑み、研修内容の学習に十分な時間を設定することが望ましい。

7. 研修の実施責任者

研修の実施に当たっては、実施する会員において研修に係る責任者を定めるものとする。

8. 研修の報告

研修を実施した会員は、遅滞なく研修を受講修了した者について、外務員登録申請システムを通じて本会に報告するものとする。

9. その他

研修を実施した会員は、その研修の内容等について本会から求めがあった場合はこれに応じなければならない。

平成 22 年 10 月 25 日制定

平成 23 年 1 月 1 日施行

平成 27 年 6 月 1 日施行

『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第4条第2項に規定する社内研修の実施に係る実施要領

1. 研修対象者

社内研修（以下「研修」という。）の対象者は、『「会員等の外務員の登録等に関する規則」に関する細則』第4条第1項第1号に掲げる者である。

2. 研修内容

商品先物取引法令・諸規則、商品先物取引に関する専門知識、商業倫理等、外務員としてより一層の資質向上を図ることを目的として行うものとする。

3. 研修資料

本会が実施する登録更新講習の内容を織り込んだものとする。

4. 研修の実施方法

研修の実施方法については、講師の選任、カリキュラム等その全般を実施する会員において設定するものとする。

5. 研修の修了要件

研修の修了要件については、研修内容の理解度を確かめるため、最低2時間の講習時間又は閲読時間を確保し、当該時間内に理解度確認テストを実施し、その合格を以て修了とする。

理解度確認テストの要領については、実施する会員が定めることとするが、12問以上の出題（本会が別に示すサンプル問題を参考に実施する会員が作成）と正答率を7割以上に設定することが望ましい。

6. 研修の実施責任者

研修の実施に当たっては、実施する会員において研修に係る責任者を定めるものとする。

7. 研修の報告

研修を実施した会員は、研修を受講修了した者について、登録の有効期限の満了の1か月前に（当日が休日の場合は前営業日）までに、外務員登録管理システムを通じて本会に報告するものとする。

8. その他

研修を実施した会員は、その研修内容等について本会から求めがあった場合はこれに応じなければならない。

平成28年2月17日制定

平成28年4月1日施行

日商協外務員専門性向上認定要領

(商品取引所等商品先物取引関係諸団体が実施する講習又は試験の認定要領)

(目的)

1. 日商協外務員専門性向上認定要領は、商品取引所等商品先物取引関係諸団体（以下「主催者」という。）が実施する登録外務員等会員役職員の資質の向上等を目的とする講習又は試験に関し一定の認定基準を定め、当該講習又は試験の適正かつ円滑な実施を通じて登録外務員等の専門知識の向上等その資質向上が広範に図られることを促進することによって、委託者の理解度の促進による健全な受託業務を図り、もって、委託者の保護及び商品先物取引業界の信頼性の向上に資することを目的とする。

(対象となる講習等)

2. 講習又は試験は、以下の全ての項目を満たしているものとする。

(1) 認定講習

- ① 会員役職員の専門性等その資質の向上を図るものと認められる講習であること
- ② 修得効果が確保できる講習時間であること
- ③ 継続的に実施されるものであること
- ④ 受講した者の氏名（フリガナを含む）、登録番号（登録外務員のみ）及び受講日が確認できること
- ⑤ 主催者が、一定の専門的知識を得た者として修了証等の発行により認めていること
- ⑥ その他本会が必要と認める要件を満たしていること

(2) 認定試験

- ① 会員役職員の専門性等その資質の向上を図るものと認められる試験であること
- ② 修得効果を確保できる試験時間であること
- ③ 継続的に実施されるものであること
- ④ 主催者の合格基準に基づき合否判定が行われ、かつ、合格証等により専門的知識を有する者であることが証明されていること
- ⑤ 受験した者の氏名（フリガナを含む）、登録番号（登録外務員のみ）及び受験日が確認できること
- ⑥ その他本会が必要と認める要件を満たしていること

(申請手続き)

3. 主催者は、「認定講習」の認定を受けようとするときは「認定講習認定申請書」（様式1）に、「認定試験」の認定を受けようとするときは「認定試験認定申請書」（様式2）にその実施内容を記載した書面を添付して、本会に提出するものとする。

なお、認定された講習又は試験の内容等に変更が生じた場合についても、その旨を本会にその都度提出するものとする。

(認定)

4. 本会は、3.の申請内容からみて当該主催者の講習又は試験の内容が、2.のそれぞれの項目を満たしているものであり、かつ、本会が認定することが委託者の保護及び商品先物取引業界の信頼性の向上に資するものとして本制度の目的にふさわしいものと認めるときは、当該主催者の講習を「認定講習」として、同試験を「認定試験」として認定するものとし、その旨を当該主催者

に通知する（様式3及び様式4）ものとする。

（認定講習又は認定試験の報告）

5. 「認定講習」又は「認定試験」を実施した主催者は、「認定講習」にあつては2.(1)④の内容を、「認定試験」にあつては2.(2)⑤の内容を本会に報告しなければならない。

（認定の取消し）

6. 本会は、「認定講習」にあつては2.(1)の基準を、「認定試験」にあつては2.(2)の基準を満たさなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

附 則

この要領は、平成17年5月1日から実施する。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

（注）改正事項は次のとおりである。

6. を削除し、7. を6. に繰り上げ。

「認定講習認定申請書」(様式1)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会
会長 殿

申請者名 _____ 印

代表者名 _____

〇〇の講習を「日商協外務員専門性向上認定要領」に規定する「認定講習」として認定されたく、申請します。

「認定試験認定申請書」(様式2)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会

会長 殿

申請者名 _____ 印

代表者名 _____

〇〇の試験を「日商協外務員専門性向上認定要領」に規定する「認定試験」として認定されたく、申請します。

「認定講習審査結果通知書」(様式3)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長

申請者名 _____

代表者名 _____

〇〇より申請があった講習を審査した結果、「認定講習」として認定することとしたので、この旨通知致します。

この後は、「日商協外務員専門性向上認定要領」の5に従い、所要の措置を講ずることとされたい。

「認定試験審査結果通知書」(様式4)

平成 年 月 日

日本商品先物取引協会
会 長

申請者名 _____

代表者名 _____

〇〇より申請があった試験を審査した結果、「認定試験」として認定することとしたので、この旨通知致します。

この後は、「日商協外務員専門性向上認定要領」の5に従い、所要の措置を講ずることとされたい。